

○ 国立大学法人山梨大学随意契約公表要項

学 長 決 定
平成18年8月8日

(趣旨)

- 1 この要項は、国立大学法人山梨大学会計規則第21条の2第2項の規定に基づき、随意契約情報の公表について必要な事項を定める。

(公表の基準)

- 2 公表の対象は、国立大学法人山梨大学契約規程第32条第1項第4号及び第5号に規定する随意契約によることができる金額をそれぞれ超える、次に掲げる随意契約とする。
 - (1) 予定価格が1,000万円以上の工事又は製造請負契約
 - (2) 予定価格が500万円以上の工事又は製造請負契約以外の契約

(公表の内容)

- 3 公表の内容は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 契約種別（工事、製造、購入、借入、役務等）
 - (2) 契約件名及び数量
 - (3) 契約金額
 - (4) 契約年月日
 - (5) 契約の相手方の氏名及び住所
 - (6) 契約部局名
 - (7) 随意契約の理由
 - (8) 備考

(公表の時期)

- 4 公表の時期は、随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内とする。

(公表の方法)

- 5 公表の方法は、本学のホームページによるものとする。

(公表の期間)

- 6 公表の期間は、公表した日の翌日から起算して1年間とする。

附 記

- 1 この要項は、平成18年8月8日から実施し、平成18年4月1日以降の契約から適用する。
- 2 平成18年4月1日から平成18年8月8日までの間において締結した随意契約のうち、公表するものについては、第4項の規定にかかわらず、平成18年8月31日までに公表するものとする。